

平成 29 年度光市水道局水質検査計画

水道法施行規則により、光市水道局では毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、お客様に対して情報提供を行っています。これに基づき、平成 29 年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

検査計画の内容

- 1.水質検査の基本方針
- 2.水道事業の概要
- 3.原水及び浄水の水質状況
- 4.定期水質検査（検査項目、採水場所、検査回数）
- 5.水質検査方法
- 6.臨時水質検査
- 7.水質検査の自己検査/委託検査の区分
- 8.水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 9.関係者との連携
- 10.水質検査の測定精度と信頼性の保証

1. 水質検査の基本方針

光市の水道は、島田川伏流水を水源とした上水道事業と、地下水を水源とした牛島簡易水道事業があり、2箇所浄水場で浄水処理を行い各家庭に給水しています。

水道水の供給で、最優先事項である安全性の確保のため、以下の方法で水質検査を行います。

(1) 検査場所

水質検査は水道法が適用される給水栓（蛇口）で行います。また水源、原水、浄水池水でも検査を行います。

(2) 検査項目

検査は水道法で義務づけられた毎日検査項目、水質基準項目、水質管理上留意することが望ましいとされている水質管理目標設定項目、要検討項目、水道用薬品類評価試験及び独自の環境項目について行います。

(3) 検査頻度

水質の安全安心供給を考え、3年に1回まで検査を省略できる項目であっても省略をせず、法令で定められた頻度を基本として検査を行います。

1-2. 個別方針

各浄水場毎に次のとおりの採水場所で水質検査項目の検査をします。

① 林浄水場系

| | |
|-----------|---|
| 原水 | 第1取水・第2取水・第3取水 |
| 浄水処理工程 | 浄水池 |
| 配水過程・給水栓水 | 五軒屋・室積八丁目・千坊台一丁目・虹ヶ浜三丁目・ 虹ヶ丘六丁目・岩狩一丁目・東伊保木・塩田・周防 |

② 牛島簡易水道

| | |
|-----------|----------|
| 原水 | 牛島水源地 |
| 配水過程・給水栓水 | 市役所牛島出張所 |

2. 水道事業の概要

① 光市の水道事業

光市の水道事業は下の表のとおりとなっています。

| 事業区分 | 計画給水人口（人） | 計画一日最大配水量（m ³ ） |
|--------|-----------|----------------------------|
| 光市水道事業 | 50,700 | 46,500 |
| 牛島簡易水道 | 142 | 36 |

② 水源、浄水場及び浄水方法

※ 水源

島田川伏流水

島田川河川敷に1本、河川内に2本の地下集水埋渠により取水しています。

牛島水源

海岸線より約90mの島内山林に掘った深井戸から取水しています。

※ 浄水場

林浄水場

林浄水場は、昭和48年に完成し、市内のほとんどへ給水されています。

所在地 光市中島田 3-3-1

浄水方法 前塩素→凝集沈澱→急速ろ過→紫外線処理→後塩素処理

牛島簡易水道浄水施設

牛島地区に給水されています。

所在地 光市大字牛島字網代

浄水方法 低圧RO膜→塩素処理

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

林浄水場系

原水の水質は降雨等の影響もほとんど受けず安定しています。第1取水は鉄・マンガン
を少量有しますので、浄水処理を行い常に水質管理を徹底しています。

牛島簡易水道

井戸が海岸に近く取水が海水面下のため海水の影響を受けます。浄水処理で塩分等を除去し、水質を常時監視しています。

4. 定期水質検査について（水質検査項目・採水場所・検査回数等）

(1) 毎日検査

① 検査項目及び回数

1日1回、給水栓で次の3項目について検査します。

| 項目番号 | 1日1回行う検査項目 | 検査回数（回／年） | 検査回数設定理由 |
|------|---------------|-----------|--------------|
| | | 給水栓水 | |
| 1 | 色 | 365 | 省略不可項目（毎日検査） |
| 2 | 濁り | 365 | 省略不可項目（毎日検査） |
| 3 | 消毒の残留効果（残留塩素） | 365 | 省略不可項目（毎日検査） |

② 採水場所

各浄水場系統で次の採水場所において検査を実施します。

| 浄水場系統 | 給水栓水 |
|--------|--|
| 林浄水場系 | 五軒屋・室積八丁目・千坊台三丁目・虹ヶ丘六丁目・虹ヶ丘七丁目・小周防・上島田五丁目・東荷・岩屋・岩田 |
| 牛島簡易水道 | 牛島 |

(2) 毎月検査

① 検査項目及び回数

水質基準項目の内、省略不可9項目及び検査回数減可能42項目を1—2の個別方針で示した採水場所において以下の回数で検査します。

| 項目番号 | 検査項目 | 検査回数（回／年） | 検査回数設定理由 |
|------|------------------------------------|-----------|-----------------------|
| 1 | 一般細菌 | 12 | 省略不可項目（毎月検査） |
| 2 | 大腸菌 | 12 | 省略不可項目（毎月検査） |
| 3 | カドミウム及びその化合物 | 4～12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 4 | 水銀及びその化合物 | 1 | 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下 |
| 5 | セレン及びその化合物 | 4～12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 6 | 鉛及びその化合物 | 4～12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | 4～12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 8 | 六価クロム化合物 | 4～12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 9 | 亜硝酸態窒素 | 12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン | 4 | 省略不可項目（年4回検査） |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 12 | フッ素及びその化合物 | 12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 13 | 砒素及びその化合物 | 4～12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 14 | 四塩化炭素 | 4 | 消毒副生成物の確認項目と同時検査が可能 |
| 15 | 1,4-ジクロロベンゼン | 4 | 消毒副生成物の確認項目と同時検査が可能 |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 4 | 消毒副生成物の確認項目と同時検査が可能 |
| 17 | ジクロロメタン | 4 | 消毒副生成物の確認項目と同時検査が可能 |
| 18 | テトラクロロエチレン | 4 | 消毒副生成物の確認項目と同時検査が可能 |

| | | | |
|----|-------------------|------|-----------------------|
| 19 | トリクロロエチレン | 4 | 消毒副生成物の確認項目と同時検査が可能 |
| 20 | ベンゼン | 4 | 消毒副生成物の確認項目と同時検査が可能 |
| 21 | 塩素酸 | 12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 22 | クロ酢酸 | 4 | 省略不可項目(年4回検査) |
| 23 | クロホルム | 4 | 省略不可項目(年4回検査) |
| 24 | ジクロロ酢酸 | 4 | 省略不可項目(年4回検査) |
| 25 | ジブロモクロロメタン | 4 | 省略不可項目(年4回検査) |
| 26 | 臭素酸 | 4 | 省略不可項目(年4回検査) |
| 27 | 総トリハロメタン | 4 | 省略不可項目(年4回検査) |
| 28 | トリクロロ酢酸 | 4 | 省略不可項目(年4回検査) |
| 29 | ブロモジクロロメタン | 4 | 省略不可項目(年4回検査) |
| 30 | ブロモホルム | 4 | 省略不可項目(年4回検査) |
| 31 | ホルムアルデヒド* | 4 | 省略不可項目(年4回検査) |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 | 4~12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 | 4~12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 34 | 鉄及びその化合物 | 4~12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 35 | 銅及びその化合物 | 4~12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 | 12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 37 | マンガン及びその化合物 | 12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 38 | 塩化物イオン | 12 | 省略不可項目(毎月検査) |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 12 | 浄水処理工程の確認項目と同時検査が可能 |
| 40 | 蒸発残留物 | 1~4 | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下 |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 | 1 | 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下 |
| 42 | ジエオスミン | 8 | 水源での原因藻類の発生があるため |
| 43 | 2-メチルイソホルネオール | 8 | 水源での原因藻類の発生があるため |
| 44 | 非イオン界面活性剤 | 1 | 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下 |
| 45 | フェノール類 | 1 | 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下 |
| 46 | 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 12 | 省略不可項目(毎月検査) |
| 47 | pH値 | 12 | 省略不可項目(毎月検査) |
| 48 | 味 | 12 | 省略不可項目(毎月検査) |
| 49 | 臭気 | 12 | 省略不可項目(毎月検査) |
| 50 | 色度 | 12 | 省略不可項目(毎月検査) |
| 51 | 濁度 | 12 | 省略不可項目(毎月検査) |

- 項目 No.1~31 は健康に関連する項目です。
- 項目 No.32~51 は水道水が有すべき性状に関連する項目です。
- 項目 No.3~9、11~21、32~37、39~41、44、45 は一定の条件を満たせば検査回数を減らすことができます。

(3) 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に関連する検査

水質基準項目に準じる試験として下表の3項目の試験を1~2.個別方針で示した採水場所(水源)において以下の回数で検査します。

| 項目番号 | 検査項目 | 検査回数(回/年) | 検査理由 |
|------|------------------|-----------|----------|
| 1 | 大腸菌数 | 12 | 水源の監視のため |
| 2 | ウエルシュ菌芽胞 | 12 | 水源の監視のため |
| 3 | クリプトスポリジウム・ジアリジア | 1 | 水源の監視のため |

※牛島においては、膜ろ過法を用いて浄化処理を行っているのでクリプトスポリジウム等の検査は行っていません。

(4) その他の検査

水質管理目標設定項目・要検討項目・水道用薬品類評価試験及び環境項目等について以下のとおりの項目・頻度により検査をします。

水質管理目標設定項目

| 項目番号 | 検査項目 | 検査回数 (回/年) | 検査理由 |
|------|--|---------------|-------------------|
| 1 | アンチモン及びその化合物 | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 2 | ウラン及びその化合物 | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 3 | ニッケル及びその化合物 | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 5 | 1,2-ジクロロエタン | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 8 | トルエン | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 9 | フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 10 | 亜塩素酸 | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 13 | ジクロロアセトニトリル | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 14 | 抱水クロール | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 15 | 農薬類 (120項目中114項目及び5項目) *表欄外に詳細記載 | 4 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 16 | 残留塩素 | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 17 | カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 18 | マンガン及びその化合物 | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 19 | 遊離炭酸 | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 20 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 21 | メチル-t-ブチルエーテル | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 22 | 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 23 | 臭気強度(TON) | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 24 | 蒸発残留物 | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 25 | 濁度 | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 26 | pH値 | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 27 | 腐食性(ランゲリア指数) | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 28 | 従属栄養細菌 | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 29 | 1,1-ジクロロエチレン | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |
| 30 | アルミニウム及びその化合物 | 1 | 水質管理上留意すべき項目であるため |

*農薬類項目詳細

1.1,3-ジクロロプロペン 2.2,2-DPA(ダラポン) 3.2,4-D(2,4-PA) 4.EPN 5.MCPA 6.アシュラム 7.アセフェート 8.アトラジン 9.アニロホス 10.アミトラズ 11.アラクロール 12.イソキサチオン 13.イソフェンホス 14.イソプロカルブ(MIPC) 15.イソプロチオラン(IPT) 16.イプロベンホス(IBP) 18.インダノファン 19.エスプロカルブ 20.エディフェンホス(エジフェホス、EDDP) 21.エトフェンプロックス 22.エトリジアゾール(エクロメゾール) 23. エンドスルフエン(ベンゾエピン) 24.オキサジクロメホン 25.オキシ銅(有機銅) 26.オリサストロビン 27.カズサホス 28.カフェンストロール 29.カルタップ 30.カルバリル(NAC) 31.カルプロバミド 32.カルボフラン 33.キノクラミン(ACN) 34.キャプタン 35.クミルロン 36.グリホサート 37.グルホシネート 38.クロメプロップ 39.クロルニトロフェン(CNP) 40.クロルピリホス 41.クロロタロニル(TPN) 42.シアナジン 43.シアノホス(CYAP) 44.ジウロン(DCMU) 45.ジクロベニル(DBN) 46.ジクロルボス(DDVP) 47.ジクワット 48.ジスルホトン(エチルチオメトン) 50.ジチオカルバメート系農薬 51.ジチオビル 52.シハロホップブチル 53.シマジン(CAT) 54.ジメタメトリン 55.ジメトエート 56.シメトリン 57.ジメピペレート 58.ダイアジノン 59.ダイムロン 60.ダゾメット 61.チアジニル 62.チウラム 63.チオジカルブ 64.チオフアネートメチル 65.チオベンカルブ 66.テルブカルブ(MBPMC) 67.トリクロピル 68.トリクロルホン(DEP) 69.トリシクラゾール 70.トリフルラリン 71.ナプロバミド 73.ピペロホス 75.ピラゾキシフェン 76.ピラゾリネート(ピラゾレート) 77.ピリダフェンチオン 78.ピリブチカルブ 79.ピロキロン 80.フィプロニル 81.フェニトロチオン(MEP) 82.フェノブカルブ(BPMC) 83.フェリムゾン 84.フェンチオン(MPP) 85.フェントエート(PAP) 86.フェントラザミド 87.フサライド 88.ブタクロール 89.ブタミホス 90.ブプロフェジン 91.フルアジナム 92.プレチラクロール 93.プロシミドン 95.プロピコナゾール 96.プロピザミド 97.プロベナゾール 98.プロモブチド 99.ペノミル 100.ペンシクロン 101.ベンゾピシクロン 102.ベンゾフェナップ 103.ペンタゾン

104.ペンディメタリン 105.ベンフラカルブ 106.ベンフルラリン (ベスロジン) 107.ベンフレセート 108.ホスチアゼート 109.マラチオン (マラソン) 110.メコプロップ (MCP P) 111.メソミル 113.メタラキシル 114.メチダチオン (DMTP) 115.メチルダイムロン 116.メトミノストロピン 117.メトリブジン 118.メフェナセート
 119.メプロニル 120.モリネート
 ・フラメトビル・ジノテフラン・チフルザミド・クロチアニジン・イミダクロプリド

要検討項目

| 項目番号 | 検査項目 | 検査回数 (回/年) | 検査理由 |
|------|--------------|---------------|------------------------------|
| 1 | 銀及びその化合物 | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 2 | バリウム及びその化合物 | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 4 | モリブデン及びその化合物 | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 5 | アクリルアミド | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 6 | アクリル酸 | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 10 | エビクロロピリン | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 11 | 塩化ビニル | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 15 | N,N-ジメチルアニリン | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 19 | ニルフェノール | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 20 | ビスフェノール A | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 26 | マイクロキチン-LR | 4 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 31 | プロモ酢酸 | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 37 | アセトアルデヒド | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 40 | キシレン | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 42 | PFOS | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |
| 43 | PFOA | 1 | 今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目であるため |

水道用薬品類評価試験

| 項目番号 | 評価項目 | 検査回数 (回/年) | 検査理由 |
|------|-----------------|---------------|-------------|
| 1 | カリウム及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 2 | 水銀及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 3 | セレン及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 4 | 鉛及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 5 | ヒ素及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 6 | 六価クロム化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 7 | 亜硝酸態窒素 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 8 | シアン化物イオン及び塩化シアン | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 9 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 10 | 砒素及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 11 | 四塩化炭素 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 12 | 1,4-ジオキサン | 1 | 水道用薬品の評価のため |

| | | | |
|----|--|---|-------------|
| 13 | シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 14 | ジクロロメタン | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 15 | テトラクロロエチレン | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 16 | トリクロロエチレン | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 17 | ベンゼン | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 18 | 塩素酸 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 19 | 臭素酸 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 20 | 亜鉛及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 21 | 鉄及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 22 | 銅及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 23 | マンガン及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 24 | 陰イオン界面活性剤 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 25 | 非イオン界面活性剤 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 26 | フェノール類 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 27 | 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 28 | 臭気 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 29 | 色度 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 30 | アンチモン及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 31 | ウラン及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 32 | ニッケル及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 33 | 1,2-ジクロロエタン | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 34 | 銀及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 35 | バリウム及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |
| 36 | モリブデン及びその化合物 | 1 | 水道用薬品の評価のため |

環境項目等

| 項目 番号 | 検査項目 | 検査回数 (回/年) | 検査理由 |
|----------|----------|---------------|--------------|
| 1 | 全リン | 6 | 水源の監視のため |
| 2 | 全窒素 | 6 | 水源の監視のため |
| 3 | BOD | 6 | 水源の監視のため |
| 4 | COD | 6 | 水源の監視のため |
| 5 | SS | 6 | 水源の監視のため |
| 6 | 溶存酸素 | 6 | 水源の監視のため |
| 7 | MPN | 6 | 水源の監視のため |
| 8 | UV260 | 6 | 水源の監視のため |
| 9 | pH 値 | 12 | 水源の監視のため |
| 10 | カリウム | 12 | 浄水処理工程の確認のため |
| 11 | マグネシウム | 12 | 浄水処理工程の確認のため |
| 12 | カルシウム | 12 | 浄水処理工程の確認のため |
| 13 | アンモニア態窒素 | 12 | 浄水処理工程の確認のため |
| 14 | 電気伝導率 | 12 | 浄水処理工程の確認のため |
| 15 | 硫酸イオン | 12 | 浄水処理工程の確認のため |

5. 水質検査方法

水質検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正並びに水道水質管理におけ
る留意事項について」の別添 4「水質管理目標設定項目の検査方法」及び「水道用薬品類
の評価のための試験方法ガイドライン」等により行います。

6. 臨時水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査の自己検査／委託検査の区分

水質検査は、水質基準項目（51項目）、水質管理目標設定項目（25項目）、クリプトスポリジウム等対策指針に関連する項目（3項目）のうちクリプトスポリジウム・ジアルジアを除き自己検査を行います。

また、要検討項目の16項目について自己検査を行います。

水道用薬品類評価試験の36項目について自己検査を行います。

環境項目等の15項目について自己検査を行います。

8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画を光市水道局のホームページ上で毎年公表し、皆様の意見を反映しながらよりよい計画書を作成し、それに基づいて検査を実施していきます。

また、検査結果についても同様に毎年公表します。

9. 関係者との連携

水源の周辺で水質事故・消化器系感染症が発生した場合は、県の周南健康福祉センター、生活衛生課水道班と連携して速やかに現場調査及び水質検査を実施します。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

（1）水質検査の精度

原則として基準値および目標値の1/10（農薬類については目標値の1/100）の定量下限を確保し、その定量下限付近の値において、変動係数（CV）が無機物では10%以下、有機物では20%以下の精度を確保します。

（2）信頼性保証

厚生労働省の「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」及び山口県水道水外部精度管理連絡協議会の精度管理に毎年参加して、検査機関としての技術力を把握し改善することで精度・信頼性の向上に努めます。

また、水質検査の信頼性を確保するため平成22年8月25日に水道GLPの認定を取得、平成28年8月29日にサーベイランス(認定維持)審査により、認定維持が承認されました。

各検査項目ごとに策定している分析法及び分析機器の詳細な手順書に従って検査し、より一層信頼される検査体制の確立を図っていきたいと思います。

※水道 GLP とは「水道水質検査優良試験所規範」といわれるもので検査や試験が正確かつ適切に行われることを利用者に対して保証する仕組みのことです。